

平成26年度 後期高齢者医療保険料の納付について

後期高齢者医療制度では、前年の所得などに応じて、4月から翌年3月までの1年間の保険料を算定しています。7月中旬に平成26年度分の納付通知書などを、被保険者あてに郵送します。

保険料の納付方法

保険料は、介護保険料とともに特別徴収(年金天引き)します。ただし、75歳到達年度や市外から幸手市に転入した年度の保険料は、普通徴収(納付書納付・口座振替)となります。

※納付方法などの詳細について

では、納付通知書をご確認ください。

□ 口座振替

特別徴収から口座振替(本人または親族などの口座)に納付方法を変更できます。詳細については、お問い合わせください。

※国民健康保険税を口座振替で納めていた人も、改めて、金融機関で口座振替の手続きが必要です(自動で口座振替に切り替わりませんのでご注意ください)。

8月から後期高齢者医療 被保険者証が新しくなります

現在利用している被保険者証の有効期限は7月末までとなっています。8月からの新しい被保険者証は、7月中旬に簡易書留で郵送します。

被保険者証の有効期間

新しい被保険者証の有効期間は8月1日から平成27年7月31日までです。

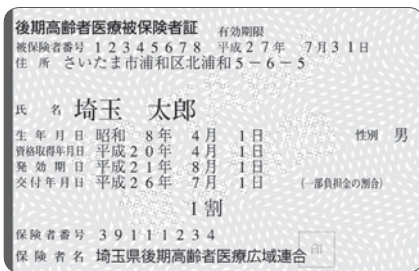
ら、住所・氏名・生年月日・自己負担割合などの内容を必ずご確認ください。

▼期限切れの被保険者証

古い被保険者証は、保険年金課に返却、または個人で処分をお願いします。

医療機関窓口での自己負担割合の判定

自己負担割合(「1割」と「3割」)の判定は前年の所得状況



▲後期高齢者医療
被保険者証イメージ(茶色)

に応じて毎年行いますので、被保険者証の負担割合が変更となる場合があります。

※住民税課税所得14.5万円以上の被保険者が同一世帯にいる場合は、被保険者全員が3割負担となります。

限度額適用・標準負担額減額認定証の 申請手続きはお済みですか？

住民税非課税世帯の人が、入院や高額な外来診療を受けるとき、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関窓口で提示することで、同一月内における同一医療機関の医療費、食事代の負担が軽減されます。

現在の認定証の有効期限は7月末までです。8月以降も引き続き該当になる人には、新しい認定証を7月中旬に簡易書留で郵送します。

※申請方法などの詳細については、お問い合わせください。

所得区分	外来 (個人ごと)	入院+外来 (世帯合算)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費が267,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算) ※4回目から44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ (※1)	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ (※2)		15,000円

※上記2枠内(低所得Ⅰ・Ⅱ)に減額されるためには申請が必要です。

(※1) 低所得Ⅱ
世帯全員が住民税非課税の人

(※2) 低所得Ⅰ
世帯全員が住民税非課税で世帯全員の各所得が0円(年金収入の場合は80万円以下の人)の人

保険料額の算定方法

※保険料率に変更になりました。

均等割額 42,440円 [41,860円]

所得割額 賦課のもととなる所得金額×所得割率8.29% [8.25%]

保険料額(年額)

限度額57万円 [55万円]

※[]内は平成24・25年度

※賦課のもととなる所得金額とは、収入から当該収入の種類に応じた一定の金額を控除し、さらに基礎控除額(33万円)を控除した金額をいいます。

※所得の少ない世帯に属する人には、所得金額に応じて均等割額・所得割額の軽減措置が設けられています。

平成26年度

介護保険料の納付について

介護保険制度は、介護が必要な状態になったときに地域でサービスが受けられるよう助け合いの精神に基づいた制度で、介護保険料は介護サービス費などを支える大切な財源です。

保険料の納付について、みなさんのご理解・ご協力をお願いします。

保険料の納付方法

65歳以上の人の介護保険料は、前年の所得などに応じて、4月から翌年3月までの1年間の保険料を算定しています。7月中旬に平成26年度の保険料納付通知書などを被保険者あてに郵送します。

※40歳～64歳の人については、加入している医療保険者が介護保険料を算定し、医療保険料と合わせて徴収します。

特別徴収
(年金天引き)の人

介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書を郵送します。

納期 年金受給月(4月・6月・8月・10月・12月・平成27年2月の全6回)

対象 つぎの要件すべてに該当する人

①平成26年4月1日現在、市内在住の65歳以上の人

②老齢・退職年金、遺族年金または障害年金の年金受給額が年額18万円以上の人

※65歳到達年度や市外から幸手市に転入した年度の保険料については普通徴収(納付書納付・口座振替)となります。

普通徴収
(年金天引き以外)の人

介護保険料納付通知書を郵送します。

納期 7月から平成27年2月までの毎月(全8回)

納付方法 介護保険料納付通知書により、最寄りの金融機関で納付をお願いします。

※納付には、納め忘れのない口座振替が便利です。希望する人は、納付通知書に記載の金融機関で手続きを行ってください。

平成26年度 所得段階別介護保険料

所得段階	対 象	基準額×調整率	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市町村民税非課税の人	基準額×0.500	25,200円
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税の人で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.625	31,500円
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税の人で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人(特例)	基準額×0.700	35,200円
	・世帯全員が市町村民税非課税の人で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額×0.750	37,800円
第4段階	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の人で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人(特例)	基準額×0.830	41,800円
	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の人で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額×1.000	50,400円
第5段階	・本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.080	54,400円
第6段階	・本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	基準額×1.250	63,000円
第7段階	・本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の人	基準額×1.500	75,600円
第8段階	・本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上の人	基準額×1.625	81,900円

※合計所得金額：「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額をいいます。
 ※課税年金収入額：税法上課税対象の収入となる「公的年金等(国民年金、厚生年金、共済年金など)」をいいます。なお、障害年金、遺族年金は非課税のため、これには含まれません。